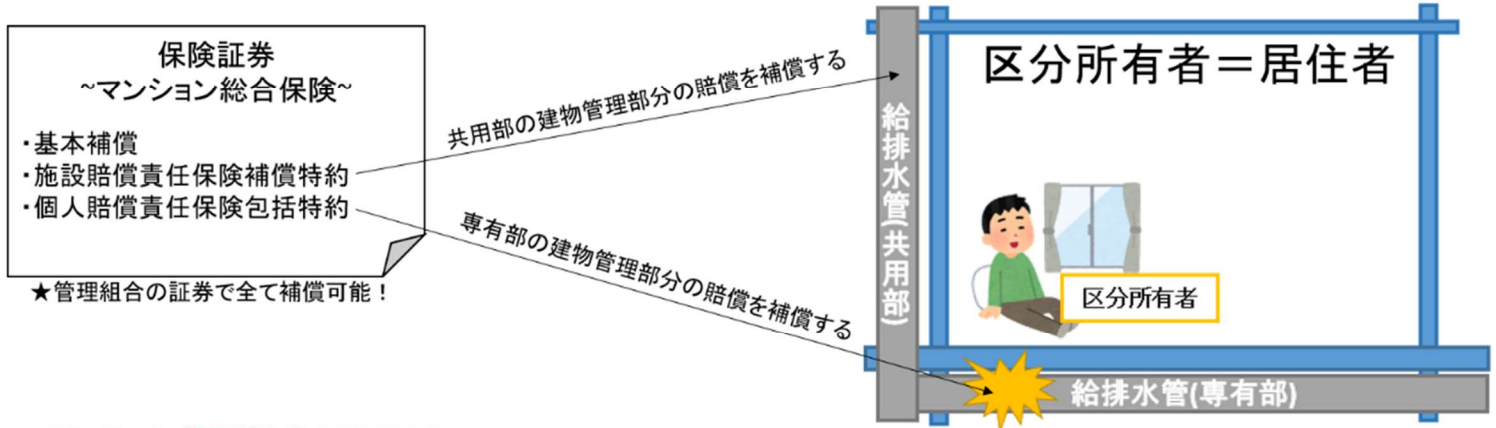


マンション総合保険で契約

・基本補償・施設賠償責任保険・**個人賠償責任保険**包括

◎区分所有者＝居住者の方

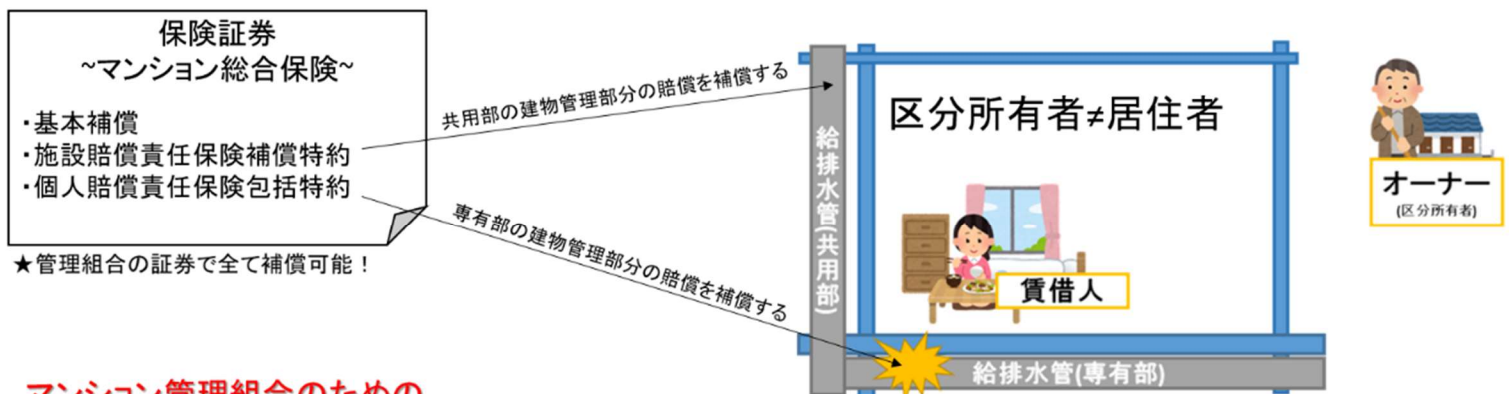


マンション管理組合のための
住まいの保険 **個人賠償責任保険**包括 約款抜粋 ※東京海上日動約款抜粋

【保険を支払う場合】

- ①居住ユーザー室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故を補償
- ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故を補償 と記載

◎区分所有者≠居住者(オーナー)



マンション管理組合のための
住まいの保険 **個人賠償責任保険**包括 約款抜粋 ※東京海上日動約款抜粋

被保険者の範囲

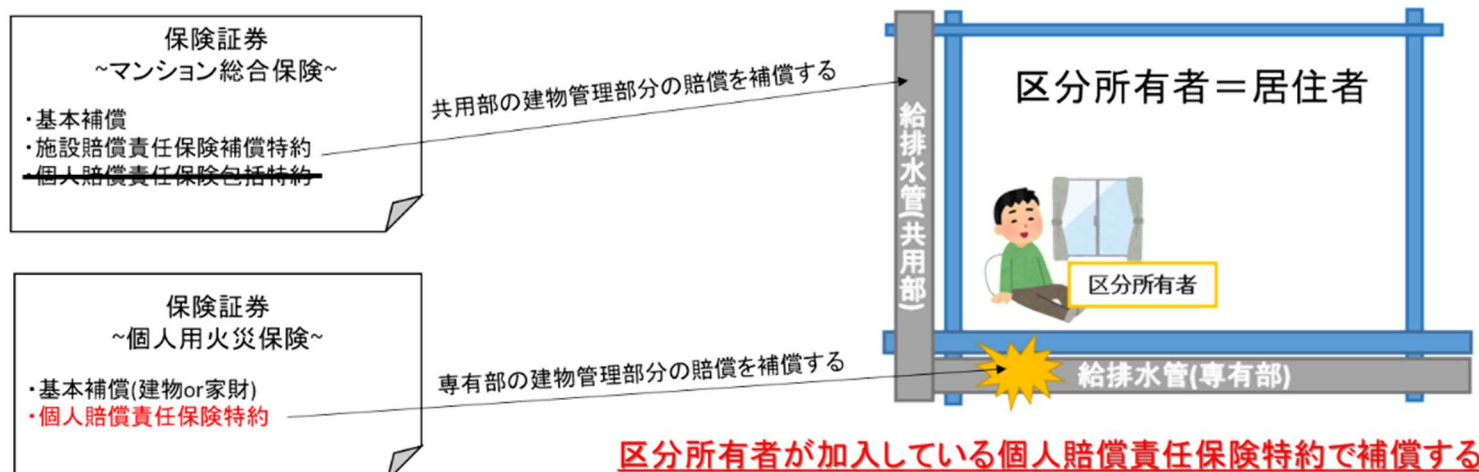
- ①居住ユーザー室に居住している者：区分所有者や賃借人のこと
- ④居住ユーザー室を所有または管理している者で、
居住ユーザー室に居住していない者：非居住者(＝オーナー)のこと

マンション総合保険では
一括管理が可能

マンション総合保険から個人賠償責任保険包括の削除を選択した管理組合様

補償内容を維持する為、マンション総合保険・個人用火災保険・(個人用施設賠償責任保険)で契約
 ・基本補償・施設賠償責任保険・個人賠償責任保険特約

◎区分所有者=居住者の方



居住者各々で保険加入が**必須**になる為、証券は2つになる。
 ※既に個人で火災保険に加入済で個人賠償責任保険特約が未付保の場合は追加で加入が必要

◎区分所有者≠居住者 (オーナー)



※個人用火災保険内の個人賠償責任保険特約はマンション総合保険内の個人賠償責任保険包括特約と規定が異なる
 ※マンション総合保険から個人賠償責任保険包括を削除した場合には、賃借人は個人賠償責任保険に加入し、
 オーナーは“オーナーとしての建物所有リスクをカバーする為”に施設賠償責任保険に加入しないと
 専有部分の給排水管の補償ができない

自分達で管理が必要

※別紙 約款抜粋 (三井住友海上火災保険株式会社より)

立ちどまらない保険。 MS&AD 三井住友海上

改定 2021年1月

ご契約のしおり

普通保険約款・特約

安心のゴールキーパーでありたい。



GK すまいの保険 グランド、ローン団体取用、およびマンション管理組合用を含みます

【すまいの火災保険】【地震保険】



3-I

- ご契約の手引き P.009
- 保険の範囲内 P.025
- 保険金一覧 P.037
- 通知義務等 P.061
- 被保険者範囲 P.065
- 普通保険約款 P.071
- 特約 P.109
- 特約の特定事項 P.281

(29) マンション居住者包括賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。(50頁語)

| 用語 | 説明 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運行不能 | 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいひ、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。(注)情報の流布とは、特定の個人への伝達を含みます。 |
| 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モーター車、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトフ、ティーパーソ等遊園地等のいす付リフト等は含みません。(注)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している他、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。 |
| 居住用戸室 | 保険証券記載の建物に所在する事業用戸室以外の戸室をいひ、敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 事業用戸室 | 保険証券記載の建物に所在する被保険者の業務の用にのみ供される戸室をいひ、敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 身体の障害 | 生命または身体を害することをいいます。 |
| 損壊 | 滅失、腐損または汚損をいひ、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは腐むことによりその審美的な経済的価値を失うことをいいます。 |

216

第3条 (被保険者の範囲)

(1) 居住用戸室に居住している者
 (2) 居住用戸室に居住している者の配偶者
 (3) 居住用戸室の所有者で戸室に居住していない者(注2)

① 本条(1)①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者(注2)および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条(保険金を支払う場合)①または②の事故に限りります。
 (2) 本条(1)①から③までのいずれかに該当する者の配偶者との結婚または戸室に居住している者もしくはその配偶者とこれらの者以外の者との同居・別居の別および結婚は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
 (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべきマンション居住者包括賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。
 (注1) 未婚とは、これまでに婚姻がないことをいいます。
 (注2) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りります。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、マンション居住者包括賠償保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑤ 本条(1)①以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑥ 本条(1)①以外の事由に起因して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
 (2) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、マンション居住者包括賠償保険金を支払いません。

赤枠① 居住用戸室に居住している者:区分所有者や賃借人のこと
 赤枠② 居住用戸室の所有者で、戸室に居住していない者:非居住者(=オーナー)のこと

立ちどまらない保険。 MS&AD 三井住友海上

改定 2021年1月

ご契約のしおり

普通保険約款・特約

安心のゴールキーパーでありたい。



GK すまいの保険 グランド、ローン団体取用、およびマンション管理組合用を含みます

【すまいの火災保険】【地震保険】



3-I

- ご契約の手引き P.009
- 保険の範囲内 P.025
- 保険金一覧 P.037
- 通知義務等 P.061
- 被保険者範囲 P.065
- 普通保険約款 P.071
- 特約 P.109
- 特約の特定事項 P.281

3. 賠償に関する特約

(23) 日常生活賠償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。(50頁語)

| 用語 | 説明 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運行不能 | 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいひ、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。(注)情報の流布とは、特定の個人への伝達を含みます。 |
| 軌道上を走行する陸上の乗用具 | 汽車、電車、気動車、モーター車、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトフ、ティーパーソ等遊園地等のいす付リフト等は含みません。(注)ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している他、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。 |

165

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内もしくは外国において発生した次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内において発生した次に掲げる事故により、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に限り、日常生活賠償保険金を支払います。
 (1) 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 (2) 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故
 (3) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
 ① 記名被保険者
 ② 記名被保険者の配偶者
 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(注1)の子
 ⑤ 本条(1)①から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する第2条(保険金を支払う場合)①または②の事故に限りります。
 (2) 本条(1)①から⑤までのいずれかに該当する者の配偶者との結婚または被保険者との同居・別居の別および結婚は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
 (3) 本条(1)の記名被保険者として指定された者について死にその他の事由が発生した場合においても、当社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく記名被保険者の変更を当社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
 (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当社の支払うべき日常生活賠償保険金の限度額が増額されるものではありません。
 (注1) 未婚とは、これまでに婚姻がないことをいいます。
 (注2) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りります。

第4条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、日常生活賠償保険金を支払いません。
 ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

166

赤枠:被保険者範囲に非居住者(=オーナー)は記載されていない
 よって、オーナーは別途保険に加入する必要がある。
 加入する場合には施設所有者責任として、施設賠償責任保険に加入することが必須
 ※個人賠償責任保険に加入するのではないので注意